

申告書確認表

確認対象 連結事業年度		担当者	役職：
確認実施日			役職：

この確認表は、誤りが生じやすいと認められる事項について取りまとめたもので、皆様が申告書を提出される直前の自主的な点検にご活用いただくことを目的として作成しております。

確認表は、税務調査等の機会に活用状況を確認させていただくことを予定しております。

項目 No.	確認内容	確認結果		
		□適	□否	□非該当
共通事項	1 当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。			
	2 各別表に記載している前連結事業年度からの繰越額（期首現在連結利益積立金額を含みます。）は、前連結事業年度の申告書の金額と一致していますか。			
	3 法人税関係特別措置の適用を受ける場合、適用額明細書を添付していますか（租特透明化法第3条参照）。			
法人税額及び 地方法人税額の計算 別表一の二(一)・ 一の二(一)次葉	4 当連結事業年度終了の時における連結親法人の資本金の額若しくは出資金の額が1億円超である、又は連結親法人が一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されているにもかかわらず軽減税率を適用していませんか。			
	5 法人税額の計算につき、別表一の二(一)次葉の53欄又は55欄において23.9%を適用していますか。			
	6 地方法人税額の計算につき、別表一の二(一)次葉の56欄～59欄により計算していますか。 また、別表一の二(一)38欄の金額は、別表六の二(二)45欄の金額と一致していますか。			
同族会社等の判定 別表二	7 21欄又は22欄に記載すべきものを19欄又は20欄に記載していませんか。 また、同一の株主グループに含めて判定すべき法人株主を別の株主グループとしていませんか。			
	8 17欄が50%超で、当連結事業年度終了の時における連結親法人の資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の場合又は連結親法人が一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている場合、別表三の二を作成していますか。			
	9 連結親法人の貸借対照表に自己株式を計上している場合、その自己株式数を1欄の内書に記載し、その内書きした数を3欄及び12欄において分母から除いて割合を算出していますか。			
連結所得金額の計算 別表四の二・ 五の二(一)	10 別表四の二の1欄又は55欄の金額は、それぞれ各連結法人の別表四の二付表の1欄又は55欄の金額の合計額と一致していますか。			
	11 別表四の二と別表五の二(一)の検算額は、別表五の二(一)の20④欄の金額と一致していますか。 【検算式】 〈納付の場合〉 別表四の二の55②欄 + 別表五の二(一)の20①欄 + 別表五の二(一)の16～19の③欄の合計額 - 別表五の二(一)の16③確定欄 - 別表一の二(一)の15欄 - 別表一の二(一)の42欄 = 別表五の二(一)の20④欄 〈還付の場合〉 別表四の二の55②欄 + 别表五の二(一)の20①欄 + 别表五の二(一)の16～19の③欄の合計額 - 别表五の二(一)の16③確定欄 + 别表一の二(一)の27欄 + 别表一の二(一)の43欄 = 别表五の二(一)の20④欄			
	12 別表五の二(一)の1欄～13欄の金額は、各連結法人の別表五の二(一)付表一の19欄の金額をそれぞれ記載していますか。			
租税公課 別表五の二(二)	13 各欄の金額は、各連結法人の別表五の二(二)付表の各該当欄の金額の合計額と一致していますか。			
	14 5、10、16、21及び30～35の⑤欄でプラス表示している金額は、別表四の二の14欄、17欄、18欄及び20欄の金額と一致していますか。			
	15 5、10、16及び21欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等（いずれも還付加算金を除きます。）の額で、各連結法人において雑収入等に計上しているものを別表四の二の25欄又は26欄で減算していますか。			
	16 25の③欄及び25の④欄でプラス表示している事業税の額を別表四の二の24欄等で減算していますか。 また、25の③欄及び25の④欄でマイナス表示している還付事業税の額を別表四の二で加算していますか。			
	17 「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税又は外国法人税等の額を別表四の二で減算していますか。			
所得税額控除 別表六の二(一)	18 復興特別所得税額について、所得税額控除制度の適用を受ける場合、1～5の②欄、③欄等に所得税額とみなされる復興特別所得税額を含めて記載していますか。			

申告書確認表

項目	確認内容			確認結果		
	No.					
外国税額控除 別表六の二(二)	19	41①欄の金額は、各連結法人の別表六の二(二)付表の45①欄の金額の合計額と一致していますか。		<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
	20	8欄、10欄又は11欄の金額は、それぞれ各連結法人の別表六の二(二)付表の4欄、5欄又は2欄の金額と一致していますか。		<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
	21	12欄の金額は、各連結法人の別表六の二(二)付表の13欄の金額の合計額と一致していますか。また、45欄の金額は、各連結法人の別表六の二(二)付表の51欄の金額の合計額と一致していますか。		<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
試験研究費に係る 法人税額の特別控除 別表六の二(三)・ 六の二(五)	22	別表六の二(三)の11欄の金額の計算において25/100を適用していますか。		<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
	23	繰越税額控除限度超過額に係る税額控除制度が廃止されたにもかかわらず、別表六の二(三)の22~26欄を記載していませんか。		<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
	24	特別試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける場合、別表六の二(三)の15欄~21欄に記載するのではなく、別表六の二(五)を作成していますか。		<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
繰越連結欠損金 別表七の二付表一	25	2欄の金額は、連結欠損金控除前の連結所得金額の65/100相当額となっていますか。ただし、次に掲げる連結事業年度を除きます。 ①連結親法人が、当連結事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で一又は完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されていない場合の連結事業年度（法法第81条の9第8項第1号該当） ②連結親法人の更生手続開始の決定の日からその更生計画認可の決定の日等以後7年を経過する日までの期間内の日の属する連結事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する連結事業年度を除きます。）（同項第2号該当） ③連結親法人の設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する連結事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する連結事業年度を除きます。）（同項第3号該当）		<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
		(受取配当等の額)				
受取配当等の益金 不算入 別表八の二	26	24欄、27欄、31欄、39欄又は40欄の金額に益金不算入の対象とならないものの額を含めていますか。 (例) 公社債の利子の額、公社債投資信託等・MMF（追加型公社債投資信託）・J-REIT（不動産投資信託）等の証券投資信託の収益の分配の額（外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託（ETF）の収益の分配の額を除きます。）、オープン投資信託の特別分配金の額、国外法人・特定目的会社・投資法人から受ける配当等の額、匿名組合契約に基づいて受ける利益の分配の額		<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
	27	24欄の金額に、完全子法人株式等（その配当等の額の計算期間の初日から末日まで継続して他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていますか。		<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
	28	25欄の金額に、関連法人株式等（その保有割合が3分の1超の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初日から末日まで引き続き有している場合の当該株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていますか。		<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
	29	29欄の金額に、その他株式等（完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていますか。		<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
	30	35欄又は36欄の金額に、非支配目的株式等（その保有割合が5%以下の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る基準日において有する場合の当該株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていますか。 なお、外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託（ETF）の収益の分配の額は、非支配目的株式等として益金不算入の対象となります。		<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
	31	35欄には保険業を行う連結法人が受ける配当等の額を、36欄にはその他の事業を行う連結法人が受ける配当等の額を記載していますか。		<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
		(負債利子等の額)				
	32	3欄の金額は、各連結法人の損益計算書の支払利息（社債利息及び手形の割引料等を含みます。）の額の合計額（別表四の二付表において、支払利息等に係る申告調整を行っている場合には、その調整後の金額）と一致していますか。		<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
	33	4欄の金額に、他の各連結法人に対して支払う社債利息、及び手形の割引料等の額のうち他の連結法人によって保有されている部分に相当する金額を含めていますか。		<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
	34	その他株式等について、当連結事業年度において支払う負債利子等の額がある場合においても、その他株式等に係る配当等の額から、その他株式等に係る負債利子等の額を控除する必要がないにもかかわらず、別表八の二の13欄及び14欄並びに22欄及び23欄に記載をしていませんか。		<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
	35	最初連結事業年度の場合、前期末現在額（18欄~23欄）を0としていますか。		<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
	36	20欄の金額は、各連結法人の貸借対照表の金額に法令第155条の8及び連基通3-2-7~3-2-9の調整をした後の金額となっていますか（その他有価証券に係る評価益等相当額の減算又は評価損等相当額の加算は要しません。なお、「前期末現在額」について、前連結事業年度の総資産額の「当期末現在額」をそのまま記載すると、誤りとなる場合があります。）。		<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当

申告書確認表

項目	No.	確認内容	確認結果		
			<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
受取配当等の益金 不算入 別表八の二	37	21欄の金額は、別表五の二(一)付表一に記載された評価損益を調整した後の期末関連法人株式等（他の内国法人の発行済株式等の3分の1を超える数等を当期又は前期の期末日以前6月の期間を通じて有している場合における当該他の内国法人等の株式等をいいます。）の税務上の帳簿価額となっていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 非該当
寄附金の損金算入額 別表十四の二	38	10欄の金額は、連結親法人の別表五の二(一)付表一の30④欄の金額（マイナスの場合は0）を記載していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 非該当
交際費等の損金算入額 別表十五の二	39	当連結事業年度終了の日における連結親法人の資本金の額若しくは出資金の額が1億円超である、又は連結親法人が一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されているにもかかわらず、中小連結法人に係る定額控除制度を適用していませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 非該当

1 表中の法令・通達は、以下の略語を用いています。

法法 法人税法
 法令 法人税法施行令
 連基通 連結納税基本通達
 措法 租税特別措置法
 租特透明化法 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律

2 平成27年6月30日現在の法令・通達によっています。